

## 日刊工業新聞 2002年12月26日 「日本弁理士会産業競争力推進委員会委員長佐藤辰彦氏に聞く模倣品対策問題中国・商標団体と本格交流」の記事

標題：インタビュー / 弁理士会・佐藤辰彦氏「模倣品対策で中国と本格交流」

抄録：日本弁理士会（笹島富二雄会長）は、中国の模倣品問題解決を図るため、中国最大の民間商標専門家団体である中華商標協会（劉敏学会長）との交流を本格化する。先に訪中団を派遣、同協会と模倣品防止活動で覚書を締結するとともに、模倣品・模倣品対策の根幹となる意匠・商標制度の相違点を洗い出した。この成果をもとに意匠・商標制度の改善を図る。訪中団の仕掛け人で副団長を務めた同弁理士会の佐藤辰彦産業競争力推進委員会委員長に現地の実情と今後の対応などを聞いた。



本文：日本弁理士会（笹島富二雄会長）は、中国の模倣品問題解決を図るため、中国最大の民間商標専門家団体である中華商標協会（劉敏学会長）との交流を本格化する。先に訪中団を派遣、同協会と模倣品防止活動で覚書を締結するとともに、模倣品・模倣品対策の根幹となる意匠・商標制度の相違点を洗い出した。この成果をもとに意匠・商標制度の改善を図る。訪中団の仕掛け人で副団長を務めた同弁理士会の佐藤辰彦産業競争力推進委員会委員長に現地の実情と今後の対応などを聞いた。

—日中の意匠・商標制度の違いはどこにありますか。

「専門家のグループディスカッションで分かったのは、わが国の意匠・デザイン制度では権利を持っている人を保護するが、中国では消費者を保護していること。このため同一性、類似性の判断の視点が極端に違い、権利範囲が異なってトラブルとなる。商標では同じ漢字でもアクセントで意味が異なると判断され、カタカナ・英語表記の企業名を漢字に置き換える時に被害にあっている。最近ではフロントがホンダでリアがスズキというケースのように、権利範囲をあいまいにする模倣が発生している」

—中国でもわが国の企業と同様に模倣品問題を抱えているそうですが。

「中国の洋服メーカーの模倣品を地方高官が作っており、地方政府当局に訴えても取り扱ってくれなかったが、確実な証拠をつかんで中央政府に訴えたという話を聞いた。模倣品メーカーを撲滅させると地域経済に大きな影響を与えるため、取り締まりがある程度にとどまっていたようだ」

—中国政府の考えは。

「北京高級人民法院知的財産権庭副院長の程永順判事の話を見ると、こうした問題は十分に理解しており、これを解決しないと中国の市場経済は発展しないと認識している印象だ。また高級官僚の話を見ると中国の消費者保護ルールが必ずしも妥当

でなく、創作を保護すべきだと考えているようで、問題解決に共通点が見いだせた。模倣品問題を根底から解決する糸口ともなる」

—今後の交流は。

「制度の違いの認識は専門家同士で深めることが必要。模倣品対策問題では、中国企業と日本企業が対立すると禍根を残す。本物メーカーと偽物メーカーという意識で問題を解決する必要があり、交流を本格化して企業の被害状況を知り、問題を解決していきたい」

【記者の目／さらなる交流を】

中国進出企業から模倣品・模造品の取り締まりを訴えてもなかなか解決しないと聞く。解決のためにはまず制度や考え方の違いをそれぞれ認識することから始まる。専門家である弁理士会が組織的に問題把握に乗り出したのは解決への大きな前進だが、さらに交流を深める必要がある。(編集委員・北岸達郎)

(日刊工業新聞社 承認番号：N - 1453)